

報 道 資 料

平成 28 年 4 月 18 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2388

奈良県情報公開審査会の第 180 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 202 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 28 年 4 月 15 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通指導課
- ◎ 対象行政文書：平成 24 年中に高田警察署所属警察官から交通違反告知を受けた者の住所について、奈良県内外の件数が分かるもの。
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ **審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。**
- ◎ 判断理由：

- 行政文書の不存在について

審査請求人は、「平成 24 年中に高田警察署所属警察官から交通違反告知を受けた者の住所について、奈良県内外の件数が分かるもの。」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているの、以下検討する。

諮問実施機関の説明によると、交通違反の告知を受けた者の住所については、実施機関が保有する交通切符の控えに記載されているとのことであり、これを集計すれば、違反者の住所が奈良県内であるもの及び奈良県外であるものに係るそれぞれの件数（以下「県内県外件数」という。）を把握することは可能であると考えられるが、本件開示請求の対象は、県内県外件数を調査又は集計した資料等であると解され、実施機関においては、当該資料等を作成していないとのことである。

これに対し、審査請求人は、違反者の住所を取得していないとすると各都道府県において運転免許証の適正な交付事務を行うことは不可能であると主張しているが、諮問実施機関の説明によると、運転免許に関する事務については、警察情報管理システムにより全国で一元的に管理運用されており、同センターから提供される情報を基に運転免許に関する各種事務を行っているとのことである。

このような状況において、実施機関が県内県外件数が分かる文書を作成又は取得していないとしても、必ずしも不自然とは言えない。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成 25 年 7 月 24 日		
② 決 定	平成 25 年 8 月 7 日付け	不開示決定	
③ 審査請求	平成 25 年 8 月 13 日		
④ 諮 問	平成 25 年 8 月 27 日		
⑤ 経 過	平成 27 年 11 月 18 日	第 189 回審査会	審議
	平成 27 年 12 月 16 日	第 190 回審査会	審議
	平成 28 年 1 月 13 日	第 191 回審査会	審議
	平成 28 年 2 月 23 日	第 192 回審査会	審議